

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国民生活センター(法人番号4021005002918)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、独立行政法人国民生活センター法により国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することとされている。また、消費者基本法により、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等、役務についての調査研究等及び消費者に対する啓発、教育及び平成29年10月に施行された改正独立行政法人国民生活センター法で新たに規定された特定適格消費者団体が消費者被害回復のための仮差押命令の担保を立てることが困難な場合に担保を立てることができる業務等における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められており、これらの多様な業務を相互に補完しつつ一体性を持って実施していることから、当法人の主要事業を特定することはできない。

そこで役員報酬水準を検討するに当たっては、官民格差を踏まえて改定される事務次官のモデル給与を参考とした。

事務次官の年間モデル給与…23,175千円(※)

※人事院「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント(令和3年8月)」

② 令和3年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成18年から、業績給において、その算定基礎に理事長については法人の業務の実績を、理事についてはその職務実績に応じて100分の0以上100分の150以下の範囲内で定める割合を乗じて得た額を含ませている。なお、俸給の月額に乘じる割合は一般職の職員の給与に関する法律における指定職の期末手当を参考に決定している。

③ 役員報酬基準の内容及び令和3年度における改定内容

理事長

理事長の報酬基準は、俸給、職責手当、通勤手当、特別手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、俸給の月額(916,000円)に職責手当(俸給の月額に100分の16を乗じて得た額)を加算して算出している。特別手当についても、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、特別手当基準額(俸給+職責手当+俸給×100分の25+(俸給+職責手当)×100分の20)に100分の164を乗じて得た額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の50を乗じ、更に基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和3年11月24日閣議決定)における国家公務員に係る取扱いと同様に、令和3年人事院勧告における指定職俸給表適用職員の令和3年度の引下げ分に準じて、令和4年6月に支給する特別手当から年間0.10月分相当の減額を行う予定である。

理事

理事の報酬基準は、俸給、職責手当、通勤手当、特別手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、俸給の月額(758,000円)に職責手当(俸給の月額に100分の16を乗じて得た額)を加算して算出している。特別手当についても、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、特別手当基準額(俸給+職責手当+俸給×100分の25+(俸給+職責手当)×100分の20)に100分の164を乗じて得た額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の50を乗じ、更に基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和3年11月24日閣議決定)における国家公務員に係る取扱いと同様に、令和3年人事院勧告における指定職俸給表適用職員の令和3年度の引下げ分に準じて、令和4年6月に支給する特別手当から年間0.10月分相当の減額を行う予定である。

監事(非常勤)

監事の報酬基準は、非常勤役員手当となっている。月額については、独立行政法人国民生活センター役員給与規程にのっとり、非常勤役員手当(110,000円、理事長の指名する者は449,000円)である。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和3年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
A理事長	16,634	12,751	2,465	83 1,334 (通勤手当) (業績給)			*
B理事長	1,341	0	0	0 1,341 (通勤手当) (業績給)		令和2年9月30日	※
A理事	8,555	5,277	1,021	45 2,213 (通勤手当) (業績給)		令和3年9月30日	※
B理事	5,631	5,277	306	49 0 (通勤手当) (業績給)	令和3年10月1日		※
C理事	14,123	10,551	2,041	57 1,473 (通勤手当) (業績給)			◇
D理事	14,876	10,551	2,041	71 2,213 (通勤手当) (業績給)			
E理事	740	0	0	0 740 (通勤手当) (業績給)		令和2年7月31日	◇
A監事 (非常勤)	2,245	2,245	0	0		令和3年8月31日	
B監事 (非常勤)	3,143	3,143	0	0	令和3年9月1日		※
C監事 (非常勤)	1,320	1,320	0	0			

注1:業績給とは主務大臣の評価の区分等に基づき、5段階の支給基準により支給されているものである。

注2:退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄

注3:総額の内訳は端数処理の関係で一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

当法人は、独立行政法人国民生活センター法により国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することとされている。また、消費者基本法により、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等、役務についての調査研究等及び消費者に対する啓発、教育及び平成29年10月に施行された改正独立行政法人国民生活センター法で新たに規定された特定適格消費者団体が消費者被害回復のための仮差押命令の担保を立てることが困難な場合に担保を立てることができる業務等における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められている。

今後もこれらの多様な事業について積極的な役割を果たしていくためには、理事長は消費者分野における経験や幅広い法的な知見を十分に有した者で、政府の審議会等において一定の発言権を確保しておく必要がある。また、関係行政機関、関係独立行政法人及び地方公共団体との連絡調整及び当法人の業務を推進するに際しての強力なリーダーシップを発揮する人材を確保する必要がある。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには、当該分野における多様な業務を実施する他機関が存在しないことから、報酬を決定するに当たっては国家公務員指定職と同程度の待遇とすることが妥当であるが、その比較においてもその報酬水準は妥当なものと考えている。

なお、当法人の主要業務を情報提供事業、調査研究事業及び商品テスト事業に限定した場合、これらの事業を行う2法人（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構）の長の報酬実績と比較すると（「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表（令和2年度）」による。）、前者が16,474千円、後者が20,097千円、当法人が令和2年度中に退任し、業績給のみ支給された者を除くと16,634千円であり、2法人とおおむね同水準であり、その報酬水準は妥当なものと考えている。

理事

理事は、理事長が独立行政法人国民生活センター法及び消費者基本法により求められているミッションを確実に達成するために、消費者分野における経験や知見を十分に有する必要がある。また、理事長が関係行政機関、関係独立行政法人及び地方公共団体との連絡調整及び担当する業務を推進するに際しての強力なリーダーシップを発揮することを補佐する人材を確保する必要がある。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには当該分野における他機関と同程度の待遇とする必要があるが、当該分野における多様な業務を実施する他機関が存在しないことから、報酬を決定するに当たっては国家公務員指定職と同程度の待遇とすることが妥当であり、その比較においてもその報酬水準は妥当なものと考えている。

なお、当法人の主要業務を情報提供事業、調査研究事業及び商品テスト事業に限定した場合、これらの事業を行う2法人（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構）の理事の報酬実績と比較すると（「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表（令和2年度）」による。）、前者が16,410千円、後者が16,048千円から16,097千円、当法人が令和2年度中に退任し、業績給のみ支給された者を除くと5,631千円から14,876千円（令和3年度中に就任・退任した者も含む。）であり、2法人とおおむね同水準であり、その報酬水準は妥当なものと考えている。

監事（非常勤）

監事は、理事長が独立行政法人国民生活センター法及び消費者基本法により求められているミッションを確実に達成するために、全ての事業が効果的かつ適切に執行されているかどうか監視するため、消費者分野を中心とした知見や豊富な経験や知見を基に会計監査及び業務監査を実施する必要がある。

そのためには的確に監査業務を推進するに際しての強力なリーダーシップを発揮する人材を確保する必要がある。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには当該分野における他機関と同程度の待遇とする必要があるが、当該分野における多様な業務を実施する他機関が存在しないことから、報酬を決定するに当たっては国家公務員指定職の給与を参考に定められている当法人の理事の俸給月額におおむねの執務日数の割合（週3日程度、同1日程度）を乗じて得た額を報酬としており、その報酬水準は妥当なものと考えている。

【主務大臣の検証結果】

役員の報酬（令和3年度）については、役員の業務実績を反映する業績給が当該法人業務に対する主務大臣の評価に基づき支給されており、同種の事業を行う他の独立行政法人の役員の報酬と比較しても、おおむね同程度の水準にある。役員が執行する事務・事業等を勘案すると、当該法人の役員の報酬水準は妥当であると認められる。

引き続き、他の独立行政法人の役員の報酬水準等にも留意しつつ、適正な報酬水準を維持することが必要である。

4 役員の退職手当の支給状況(令和3年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
		千円	年			
B理事長	9,089	7	2	令和2年9月30日	1.0	※
A理事	7,084	6	9	令和3年9月30日	(仮)	※
監事 (非常勤)	該当者なし					

注1:B理事長については、既に仮の業績勘案率により算出した支給額(9,089千円(令和2年度))を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職していた期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

注2:A理事の支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出している。

注3:退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
B理事長	B理事長の退職手当は、在職期間(平成25年8月1日~令和2年9月30日)の当該法人業務実績に対する主務大臣評価を踏まえて主務大臣が決定した業績勘案率1.0にて算出し、支給したものの。当該決定に当たっては、当該法人の業務を統括し、その業務を着実に実施したことに対し、主務大臣が妥当と判断した。
A理事	A理事の退職手当は、在職期間(平成27年1月7日~令和3年9月30日)に同理事が担当事業として総務、商品テスト事業、裁判外紛争解決手続事業を統括し、その業務を着実に実施したことに対し、暫定的な業績勘案率1.0にて算出し、仮支給したものの(業績勘案率は、今後実施される令和3年度の当該法人業務実績に対する主務大臣評価を踏まえ、主務大臣が令和4年度中に決定する。)
監事 (非常勤)	該当者なし(非常勤につき退職手当なし)

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、平成18年から業績給を導入し、理事長の業績給の額は、俸給の月額に100分の292の割合を乗じて得た額に以下の評価結果の区分に応じて定める割合を乗じて得た額としている。理事の業績給の額は、俸給の月額に100分の292の割合を乗じて得た額に、当該理事の業務に対する評価結果に応じて、以下の評価結果の区分に対する割合を上限に、理事長が当該理事の業務に対する貢献度を総合的に勘案して決定した割合を乗じて得た額としている。なお、俸給の月額に乘じる割合は、一般職の職員の給与に関する法律における指定職の勤勉手当支給率を参考に連動させている。
(S:150/100、A:125/100、B:100/100、C:75/100、D:0/100)

平成27年度から当法人は中期目標管理法となり、独立行政法人評価委員会による評価から、主務大臣による評価を受けることと変更されたが、今後も業績給制度については維持することとし、必要に応じて見直す予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するに当たっては、当法人が多様な業務を相互に補完しつつ一体性を持って実施していることから、主要事業を特定することは困難であり、類似した事業を全て実施している独立行政法人は他に認められないこと、また、事業費の97.7%を国からの支出によって実施していることに鑑み、官民格差を踏まえて改正される国家公務員の給与水準を参考にしている。

なお、当法人の主要事業を情報提供事業、調査研究事業及び商品テスト事業に限定した場合、類似事業を実施している独立行政法人で比較的同様と認められる法人は、以下のとおりである。

①国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所……当該法人は、同じ独立行政法人として、類似する情報提供事業等を実施している(職員数116人)。

②独立行政法人製品評価技術基盤機構……当該法人は、同じ独立行政法人(行政執行法人)として、類似する情報提供事業等を実施している(職員数428人)。

③国家公務員……令和3年において、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の平均給与月額額は40万7,153円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成17年から業績評価制度(職員ごとに業務目標を設定し、達成度に応じて評価)を全職員に適用し、業績手当(注)及び特別手当の額に反映させるほか、管理職員に対して勤務評価を実施し、昇給時の号俸数に反映させている。

(注)業績手当とは、業績評価制度における目標の達成度に応じて俸給及び職務手当の月額に100分の3～100分の7の割合(休職者は0)を乗じて得た額を支給するものである。なお、業績手当の割合は、特別手当にも適用させている。

③ 給与制度の内容及び令和3年度における主な改定内容

独立行政法人国民生活センター職員給与規程の通り、基本給(俸給及び扶養手当)及び諸手当(職務手当、業績手当、住居手当、超過勤務手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当及び特別手当)としている。

特別手当については、特別手当基準額(基本給+俸給×業績評価割合+管理職加算額+役職段階別加算額)に100分の222.5を乗じ、更に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。特別手当の支給額については、同規程に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和3年11月24日閣議決定)における国家公務員に係る取扱いと同様に、令和3年人事院勧告における一般職員の令和3年度の引下げ分に準じて、令和4年6月に支給する特別手当から年間0.15月分相当の減額を行う予定である。

2 職員給与の支給状況

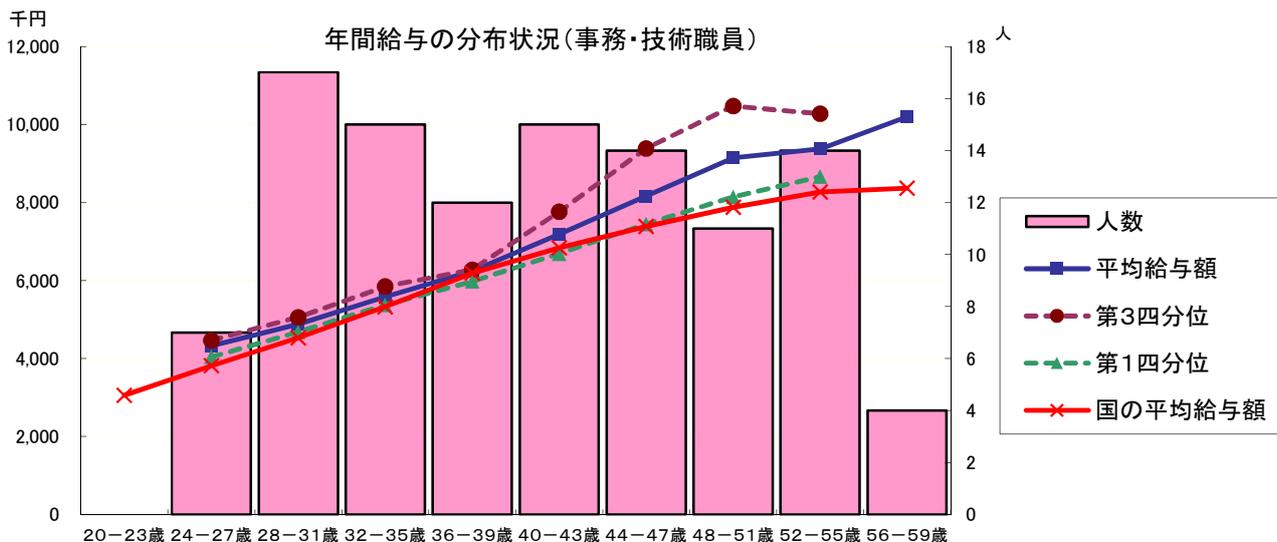
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	109	41.0	7,163	5,232	132	1,931
事務・技術	109	41.0	7,163	5,232	132	1,931
再任用職員	2	61.5	4,269	3,608	150	661
事務・技術	2	61.5	4,269	3,608	150	661

注1:常勤職員の区分中、研究職種、医療職種及び教育職種は該当者がいないため省略した。

注2:任期付職員、在外職員及び非常勤職員の区分は、該当者がいないため省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本部部長	5	54.5	11,292	11,744～10,605
本部課長	18	48.9	9,359	10,607～7,762
本部課長補佐	20	47.7	8,136	9,741～6,684
本部係長	41	39.9	6,376	8,160～5,171
本部主任	19	29.4	4,834	5,176～4,301
本部係員	6	28.0	4,245	4,462～3,935

注:表中「本部係長」とは、主査の職員をいい、「本部主任」とは、主事の職員をいう。

④ 賞与(令和3年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	75%	75%	75%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	25%	25%	25%
	最高～最低	25～25%	25～25%	25～25%
一般職員	一律支給分(期末相当)	75%	75%	75%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	25%	25%	25%
	最高～最低	25～25%	25～25%	25～25%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 109.6 ・年齢・地域勘案 101.0 ・年齢・学歴勘案 106.8 ・年齢・地域・学歴勘案 99.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当法人職員の給与水準の対国家公務員指数は109.6であり、国家公務員(100)と比べて9.6ポイント高くなっている理由は、以下のとおりである。</p> <p>当法人は、独立行政法人国民生活センター法及び消費者基本法の規定に基づいて多様な事業を実施しており、これらの事業を確実に実施していくためには、高度で専門的な知識が要求されることから、専門職として大卒以上の学歴を有する職員を積極的に採用してきた。このため、国家公務員(行政職(一))の大卒者の割合60.4%(うち大学院修了者7.7%)に対し、当法人は97.0%(うち大学院修了者27.3%)と、大学卒以上の割合が極めて高い職員構成となっている。</p> <p>また、当法人は、平成15年9月までは東京事務所を本部として、また同年10月以降は相模原事務所を本部として一元的に職員を採用し、定期人事異動を実施してきたが、東京都港区及び神奈川県相模原市の両事務所で行う事業は、相互に補完しつつ一体性を持って実施していることから、同一の給与体系を適用している。このため、相模原事務所に勤務する職員の給与が指数を高くする要因の一つであることは否めない。</p> <p>このような事情がある中で、令和3年度については、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は99.0となり、国家公務員の指数を1.0ポイント下回っている。</p> <p>なお、当法人は、これまで、特別手当の減額、管理職手当の縮減、昇給幅の抑制、管理職員及び補佐職員の人数の削減等の措置を講じて、給与水準の抑制に努めてきたところである。</p> <p>また、管理職員の割合は、国家公務員の管理職割合(行政職(一)6級以上)16.8%に対し、当該法人では19.7%であるが、法人設立当初の24.6%に比して4.9ポイント減少させている。</p> <p>今後も給与水準の適正化に向けた努力を継続する。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合: 97.7%】 (国からの財政支出額: 3,282百万円、支出予算の総額3,360百万円(令和3年度予算))</p> <p>【累積欠損額: 0円(令和2年度決算)】</p> <p>【管理職の割合: 19.7%(職員数132人中26人)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合: 97.0%(職員数132人中128人)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合: 36.9%】 (支出総額3,548百万円、給与・報酬総額1,309百万円(令和2年度決算))</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果)</p> <p>当法人は、独立行政法人国民生活センター法により国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することとされている。また、消費者基本法により、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等、役務についての調査研究等及び消費者に対する啓発、教育及び平成29年10月に施行された改正独立行政法人国民生活センター法で新たに規定された特定適格消費者団体が消費者被害回復のための仮差押命令の担保を立てることが困難な場合に担保を立てることができる業務等における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが求められている。当法人がこれらのミッションを確実に達成していくためには必要な人材を確保していく必要があり、他に類似した事業を全て実施している法人等も認められないことから、国家公務員を参考とした給与水準は妥当と考えている。</p> <p>ただし、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合の大きさ等に鑑みて、引き続き社会一般の情勢に適合した水準となるように努めていく予定である。</p> <p>なお、当法人は、これまで、特別手当の減額、管理職手当の縮減、昇給幅の抑制、管理職員及び補佐職員の人数の削減等の措置を講じて、給与水準の抑制に努め、管理職員の割合は国家公務員の管理職割合(行政職(一)6級以上)16.8%に対し、当法人では19.7%と、当法人設立当初の24.6%に比して4.9ポイント減少させている。</p>

	<p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>職員の給与水準(令和3年度)については、対国家公務員ラスパイレース指数が、100以下の99.0の水準に抑制されているなど、適正であると認められる。</p> <p>また、第4期中期目標において、対国家公務員ラスパイレース指数(年齢・地域・学歴勘案)が100以下とすることを目標としているなかで、適正な給与水準を維持することが必要である。</p>
講ずる措置	<p>これまで、上記のとおり給与水準の抑制を行ってきたところであるが、令和3年度は国家公務員の給与水準を下回ったことから、引き続き、次年度も国家公務員の給与水準を上回らないよう、抑制措置を講ずることとする。</p>

4 モデル給与

<p>(扶養親族がない場合)</p> <p>○22歳(大卒初任給) 月額208,740円 年間給与3,090,918円</p> <p>○35歳(主査) 月額351,960円 年間給与5,868,053円</p> <p>○50歳(課長) 月額581,910円 年間給与9,736,455円</p> <p>※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給</p>

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

<p>業績評価制度(職員ごとに業務目標を設定し、達成度に応じて評価)を全職員に適用し、業績手当(注)及び特別手当の額に反映させるほか、管理職員に対して勤務評価を実施し、昇給時の号俸数に反映させる。</p> <p>(注)業績手当とは、業績評価制度における目標の達成度に応じて俸給及び職務手当の月額に100分の3~100分の7の割合を乗じて得た額(休職者は0)を支給するものである。業績手当の支給割合は、特別手当の計算基礎額にも反映させている。</p> <p>業績評価制度は今後も継続、必要に応じて見直していく予定である。</p>

III 総人件費について

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,026,059	千円 1,033,330	千円 1,053,646	千円 1,036,082
退職手当支給額 (B)	千円 124,469	千円 23,103	千円 94,007	千円 141,490
非常勤役職員等給与 (C)	千円 350,966	千円 353,889	千円 366,302	千円 421,503
福利厚生費 (D)	千円 193,580	千円 199,161	千円 206,678	千円 210,791
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,695,075	千円 1,609,483	千円 1,720,633	千円 1,809,867

注:本表では、令和3年度を含む中期目標期間(平成30年度～令和4年度)を対象に記載した。なお、「非常勤役職員等給与」欄には、派遣社員に係る外部委託費を含む。このため、「平成30年度事業年度財務諸表」、「令和元年度事業年度財務諸表」、「令和2年度事業年度財務諸表」及び「令和3年度事業年度財務諸表」の付属明細書(「役員及び職員の給与の明細」)に記載されている額とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

令和3年度の「給与、報酬等支給総額」は、1,036,082千円であり、前年度と比べて1.7%の減となった。これは自己都合退職者の数が前年度より多かったことによるものである。

「退職手当支給額」は、141,490千円であり、対前年度比150.5%の増となった。これは長期在職した定年退職者の数及び自己都合退職者の数が前年度より多かったことによるものである。

「非常勤役職員等給与」は、421,503千円であり、前年度と比べて15.1%の増となった。これは、非常勤職員へ特別手当を支給したことにより増加したものである。

「福利厚生費」は、210,791千円で、前年度と比べて2.0%の増となった。これは非常勤職員への特別手当を支給したことに伴い、法定福利費が増加したものである。

これらの事情を踏まえ、「最広義人件費」は、1,809,867千円となり、前年度と比べて5.2%の増となった。

なお、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講じている。

役員及び職員に関し講じた措置の概要:国家公務員の退職手当の引下げに準じて、国家公務員と同様に退職手当を3.08%引き下げた。

IV その他

特に無し